



しまなみ通信 第20号

〒794-0043

事務所 愛媛県今治市南宝来町二丁目3番地7

弁護士法人 しまなみ法律事務所

TEL: (0898) 23-2136 FAX: (0898) 31-6541

HP: <http://www.shimanami-law.jp/>

<http://shimanami.way-nifty.com/>

MAIL: shi7-ma7@shimanami-law.jp

ごあいさつ

所長 弁護士 寄井真二郎

皆様、こんにちは。弁護士法人しまなみ法律事務所所長の寄井真二郎です。

しまなみ通信**第20号**をお届けします。平成26年も残すところ、わずか3ヵ月となりました。

早速ですが、平成26年5月以降平成26年9月現在までの当事務所に関連する主な出来事をご紹介します。

第1に、平成23年1月から同26年6月まで当事務所に勤務していた市川聡毅弁護士が当事務所を退職し同年7月から広島国税不服審判所に審判官として勤務することになりました。予定では数年勤務しその後は愛媛に戻ってくるようになっております。勤務中は同弁護士に多大なご支援をいただきまして大変ありがとうございました。

第2に、当事務所では、10月に新しいスタッフが入所しました。長井実有と言います。前職は医療機関に勤務していました。明るく元気な新人さんですので、宜しく願い申し上げます。

第3に、6月に愛媛新聞社が主催している「マイベストプロ愛媛」に登録しました。「マイベストプロ」に登録している弁護士は愛媛ではまだまだ少数ですが、交通事故事案を中心に読者の皆様にとって有益な情報を発信していきたいと思っております。

さて、昨今、弁護士が取り扱う業務については、建築、労働、交通事故、知財、倒産、税務等々様々な分野で専門性が進み、また、そのため難解になっているように思います。私が弁護士になった頃は、書式集さえあればそれなりの書面を作成することが可能でしたが、ここ数年前から各種文献調査を十分に行わないと後から足をすくわれかねない状態になっております。6月までは有能な市川弁護士が在籍しており同弁護士と議論しながら弁護活動を行うことができたため、失敗はありませんでしたが、7月からはそれが叶わないために書面作成も文献調査等のためにかなりの時間を費やしている状態で、そのため、以前よりも幾分仕事が遅くなっており、皆様にご迷惑をおかけしているところです。来年1月からは、市川弁護士同様の有能な弁護士が入所する予定になっておりますので、それまでご容赦いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今回は、当事務所の顧問先である、えひめ結婚支援センター（一般社団法人愛媛県法人会連合会様）の森田浩治会長に、本号の原稿をお願いいたしました。業務で多忙を極める森田会長に無理を承知でお願いしたところ、快くお引き受けいただきました。今回のテーマは、「将来を見据えた社会貢献活動」です。

えひめ結婚支援センターでは、急速に進行する少子化の主な要因である、『晩婚化』・『非婚化』に対応するため、愛媛県の事業として、結婚を希望する男女に出会いの場を提供することを主な目的として開設し、既に、自主的に報告があった方だけで335組670人以上の方々成婚されてい

ます。このように大きな成果をあげているえひめ結婚支援センターですが、当事務所も同センターの活動にきちんと貢献できるよう引き続き尽力していきたいと思えます。

森田会長、大変貴重なお話をありがとうございます。本書をもって厚く御礼申し上げます。

しまなみ通信第20号は、創刊の第1号から起算して、10年目になります。前号でも述べましたが、time flies like an arrowです。10年経過してお客様に対する満足度がどの程度上昇しているのかについては不安なところもあります。しまなみ通信については、当事務所の活動や魅力、しまなみ海道の魅力を伝えていけるよう、今後も工夫していきたいと思えます。

今後とも、当事務所に対して、ご指導とご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



退所の挨拶

弁理士 市川 聡毅

平成26年6月30日、この日を持ちまして、当事務所を離れることになりました。国税不服審判所に、国税審判官（特定任期付職員）として勤務することになったためです。

国税不服審判所は、国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などの執行機関から分離された別個の機関として、国税に関する法律に基づく処分に係る審査請求について裁決を行い、納税者の正当な権利利益の救済を図る機関です。全国に12の支部があり、四国には高松支部があります。

納税者が、国税に関する法律に基づく処分に不服がある場合、通常、まず、①処分庁に異議申立てをし、これに対する決定になお不服がある場合、②審査請求を行うこととなります。国税不服審判所は、この審査請求について裁決を行う機関です。納税者が、この裁決についてなお不服がある場合、さらに訴訟で争う途があることはいまでもありません。

私は、国税不服審判所が、弁護士等を国税審判官として募集していることを知り、応募いたしました。弁護士登録する前、地方自治体で審査請求について裁決に関わる仕事を行っていたこともあることから、このようなちょっと変わった経歴を活かすことができる仕事を一度やってみたという気持ちもあったかもしれません。また、今年の国会で、行政不服審査法や、国税通則法等のこれに関連する法律の大きな改正が行われました。そのような行政不服審査制度の大きな変革期において、審査請求実務に関わってみたいという気持ちもございました。

ともあれ、このような経緯で、応募について寄井先生に相談し、ご快諾いただきました。その後、面接試験を経て、この7月から広島国税不服審判所で国税審判官として勤務することになったという次第です。

弁護士が国税不服審判所の国税審判官に就任することの意義の1つは、民法を始めとする私法についての知識、そして多種多様な事件を通じて培った事実認定についての技術を裁決に活かすことにあると思えます。寄井先生の下で、多種多様な事件に関わってきた経験を活かし、この7月からは、国税審判官として納税者の正当な権利利益の救済を図るために微力ながら尽力したいと考えています。

また、国税審判官として真摯に事件に向き合い、研鑽を積むことでさらに知識・経験を得て、数年後、任期が明けた際には、再び、愛媛の人たちのお力になればと思えます。

皆様ご指導ご鞭撻ありがとうございます。そして、また今後ともどうぞよろしく願いいたします。

平成26年6月30日 記

ホウなん！

弁護士 寄井真二郎

今回の「ホウなん！」は、不幸にも交通事故に遭遇してしまった場合の対処方法についてお話をさせていただきます。

例えば、ある日、貴方が運転する車が、信号機で整理されていない交差点で出合頭にて自動車同士を衝突してしまったとしましょう。

交通事故の発生により、貴方と相手方が運転する車に損害が生じるのが一般です。また、交通事故の衝撃が大きければ、双方の搭乗者に怪我が発生することもしばしばです。

ここでまず問題となるのが、過失相殺率です。出合頭事故といっても色々で、同幅員の交差点の場合、一方通行違反がある場合、一方が明らかに広い道路である場合、一方に一時停止の規制がある場合、一方が優先道路である場合で、過失相殺率が異なります。

また、貴方に発生した物的損害についても、修理代、代車代、レッカー代が実際にはかかることが通常ですが、貴方の車の時価額が修理代と比較して相応に小さい場合には、いわゆる「経済的全損」と言って、修理代が請求できないこともあります。他方、相手方の車が登録して間もない車の場合には、相手方は貴方に対していわゆる「格落ち請求」が可能な場合がありますが、格落ちの発生や金額の基準が明確ではないために、相手方が加入している損害保険会社と揉めることも少なくありません。

怪我の場合は、双方の搭乗者にむち打ち症が発生していることも珍しくありません。むち打ち症の場合は、他覚的な所見のない場合も少なくないために、治療期間を巡ってもめることが少なくありません。また、痛みが継続しているにもかかわらず、他覚的な所見に乏しいことから、後遺障害については非該当と判断されることも多々あります。

このように交通事故については始まりから終わりまで難しい問題を含んでいることから、早期に交通事故に詳しい弁護士にご相談されることをお勧めします。

そして、何よりも適切な自動車保険に加入しておくことが不可欠だと思います。例えば、大手の損害保険会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社が販売している一般自動車保険SGPの解説 (<http://www.sjnk.co.jp/hinsurance/risk/compcar/sgp/sche/>) (9月10日現在)も、相手方の補償について適用される「対人及び対物賠償保険」については無制限を勧めていますが、その通りです。また、対物賠償保険ですが、前述のとおり、時価額ということであれば、経済的全損の場合にもめることが少なくないために、「対物全損時修理差額費用特約」を付保されておくと示談がスムーズでしょう。

もし、相手方が対人賠償保険を付保していない場合、貴方自身にも過失があるような場合に備えて、「人身傷害保険」は不可欠というべきだと思います。車両保険については、貴方の車の価値が高いような場合には、付保しておいた方が無難でしょう。

ところで、貴方が契約されている損害保険契約は貴方が加害者になった場合に備えての保険です。貴方が被害者になった場合には損害保険会社は示談代行してくれません。このような場合に備えて「弁護士費用特約」があります。

適切な自動車保険に加入していること、できるだけ早期に弁護士に相談されることが、トラブルをスムーズに解決するための必要なアイテムだといえます。

知的なお話 ⑤

弁理士 市川 聡毅

Q 特許実施許諾契約（ライセンス契約）について

A 特許権は、権利者が当該特許を独占することができる権利です。しかしながら、特許権者が、他の者に、この特許を実施することを許諾する契約を締結することがあります。これが、特許実施許諾契約（ライセンス契約）です。

では、何のために、このような契約を締結するのでしょうか。ライセンスを受ける側（ライセンシー）にとっては、自ら技術開発するコストや技術開発に失敗するリスクを避け、既に存在する有用な技術を使用できるメリットがあります。他方、ライセンスを与える特許権者（ライセンサー）としても、例えば、対価を得て特許の実施を許諾する場合であれば、自ら事業を行うことによるコストやリスクを回避しつつ、利益獲得を図るといったメリットを目指すわけです。

ライセンサーとライセンシーとの間の法律関係は、基本的に、ライセンス契約で定めたところによって規律されます。

しかしながら、ライセンサーもライセンシーも、ビジネスである以上、当然、可能な限り、自社の利益の極大化を図ります。例えば、大企業との取引であっても、消費者としての取引（B to C）とは異なり、「大企業のいうことだから間違いないだろう」などと考えて、めくら判を押すなどといったことは決してあってはなりません。契約を締結した後で、紛争になった場合、いくら「そんなつもりではなかった」などと言っても、後の祭りかもしれません。ライセンサーとライセンシーとの間の法律関係は、ライセンス契約で定めたところによって規律されるということの意味は、例えば、そういうことです。

では、ライセンス契約を締結する際には、どんなことに注意すべきでしょうか。

ライセンス対象はもちろん明確に定めなければなりませんし、対価についても、自社が利益を得られるように定めなければなりません。その際には、実施許諾する特許が製法特許なのか、強力かつ安定した基本特許なのか等も考慮されるべきでしょう。ノウハウ等の秘密情報の取扱いをどうするのか、また独禁法との関係にも注意が必要でしょう。その他にも多数の問題に配慮しなければならないですから、不慣れな場合には専門家の助言を得るべきです。なお、そもそも、交渉相手がライセンス契約を締結すべき相手であるかについても慎重な見極めが必要でしょう。ライセンサーにとっても、ライセンシーにとっても、ビジネスを展開していく上での選択肢は、何も当該交渉相手との契約だけとは限らないのですから。

さて、私自身の勉強を兼ねて書き綴ってまいりましたこのコーナーも、今回がとりあえず最後ということになりました。これまでつたない文章を読んでいただきました皆様、本当にありがとうございました。



平成26年6月30日 記

昼は蝉、夜は鈴虫という夏の名残、秋を感じ始めたのが8月終盤。夏らしい暑い日の少ない夏、厳しい残暑も寝苦しい夜のない、過ごしやすい9月でした。その分日焼けしなくて済んだのが嬉しいのは私だけでしょうか。今年もまた、土砂災害が起き、多くの命が失われ、また、未だに多くの方が不便を強いられているようです。毎年どこかで起きている災害、いつ自分の身にふりかかるかもしれないから、せめて、今自分ができる精一杯のことをして、精一杯生きていくしかない、常々感じます。

先日からこのフレーズが頭から離れなくて、寺山修司なのは分かっている、詞の一部なのも分かっているのですが、詞の全体像が全く思い出せず、ちょっと調べてみました。どうやら、競馬好きだった寺山が、昭和49年に引退したハイセイコーに捧げた詞のラストの部分だったようです。

夢は見るもの、目標はかなえるもの。夢を見なくなったら、前向いて進めなくなる。振り向いて気づくこともあるかもしれないけど、それはもうないものなのだから、そこにこだわらずに、前向いて足元をしっかりと歩んでいかなければと、改めて思われる詞ですね。

前向いて頑張っていこう (^_-)-☆



何年前かに大井競馬場にて撮影したものです。

事務局 敏 江

生まれ育った今治を離れて約10年。今年4月にUターンし、こちらに入所しました。

今振り返ると関西は、人も建物も匂いも多種多様で、五感から入ってくる情報がとても多かったようです。帰郷してみて嬉しかったのは、やはり、生魚が美味しいこと。残念なのは、音楽の生演奏に触れる機会がうまく見つけられないこと。これから徐々に、楽しく暮らしていけるように生活を整えていきたいと思っています。仕事もプライベートもオープンマインドで、一日一日を大切に過ごしたいと思っています。

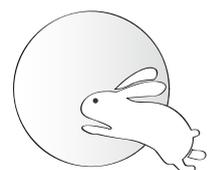
事務局 廣 川



はじめまして。10月1日よりしまなみ法律事務所に入所いたしました、長井実有です。

初めて法律関係の仕事に就き、わからないことだらけですが...チャレンジ精神に火がついてます！わからない事を勉強するって、すごくすごく久しぶりなのですが...楽しいですね。

読書の秋...自分の身になる本を沢山読もうと思います。1ページずつ自分のモノにしたいです。食欲の秋...これ以上身にならないように気をつけます。夏のBBQに引き続き、秋の芋炊きを計画中です。出かけるの大好き！フットワーク軽いです。仕事もプライベートも何事にも passion！情熱をもって頑張ります。よろしくお祈りします。



事務局 長 井

私の傘寿と薬師寺の仏教伝来

顧問 寄井 鐵也

8月21日に子どもたちから、傘寿のお祝いということで祝宴を開いてもらいました。有り難いことです。孔子の思想が編纂された論語の中に、知者は楽しみ、仁者は壽し（命長し）、という言葉があります。これからの人生を1日1日神様から与えられたものとして、晩節を汚すことのなきよう、大切に生きていきたいものです。

以前、奈良の薬師寺、また中国の西安（昔の長安で、慈恩寺のある町です）へ家内と行ったことがあります。薬師寺には、平山郁夫画伯が一筆一筆に入魂した、と言われる「大唐西域壁画」が、燦然と輝いていました。

平山画伯は、昭和20年8月6日広島にて原爆の被害に遭われました。爾来、白血病と闘いながら東京芸大にて日本画の修行に励まれたのですが、そんな折、昭和39年の東京オリンピックが開催され、聖火がギリシャからシルクロードを経て日本に来るとの情報に接しています。この道はとりもなおさず、中国の玄奘三蔵が仏教を求め幾多の辛酸をなめ、西域・天竺への求法取經の旅に出た《仏教求道》の道でした。

長安を出発した玄奘は、天山南路を經由し、西トルキスタンからアフガニスタンを経て、インドに入ります。ナーランダ寺院にて戒賢に指示し、唯識仏教を学ぶこととなります。その後、般若心経他2,000巻近い經典を持ち帰り、慈恩寺にて4年かけて中国語に翻訳、これらの經典は長安大雁塔に収められることになりました。

玄奘が17年もの長き年月の異教の旅に出、身体は疲れているが心は帰郷の喜びに満ちあふれている—そんな姿をイメージして、幻想的な色彩に文学的な解釈で描いた作品、《仏教伝来》は第44回院展に出品され、見事秀作に選ばれたことが、平山画伯にとっては起死回生のものとなったようです。その後、玄奘と自分を重ね合わせた幻想的な解釈による仏伝シリーズを数多く作成し、それが「大唐西域壁画」を描くに至る活力に繋がったということなのでしょう。

かつて名物管長と呼ばれた高田好胤管長様が《仏教伝来》を見た時に、これこそ仏教伝来の道であり、そしてこの作品を《仏教伝来》と銘打ったことに大変意義がある、とおっしゃって祈られたことを、今更のように感じている今日この頃であります。



慈恩寺の隣りで、太極拳の先生と。



明けゆく長安大雁塔 慈恩寺に近接し玄奘の翻訳した經典を収めた。

◆◆ 判例紹介 ◆◆

～当事務所が取り扱った案件に関する判例をご紹介します～

1、転倒した車道で衝突された83歳男子の事故と死亡との因果関係認め素因と過失各30%と認定した事例（松山地方裁判所今治支部 平成26年3月25日 判決）

- ① 未明の片側2車線道路の第1車線中央で転倒83歳男子Aと被告乗用車の衝突につき、Aが「本件事故前からしばしば路上で転倒しており、本件事故直前にも月に2度ほど転倒し、医師にも歩行困難を訴えていたもので、医師も司法警察員の照会にAの転び易さを指摘しており、また、本件事故現場付近の自歩道と本件県道との間には段差があったというのである。以上のほか、B病院の入院時看護記録には入院までの経過につき、「朝起き会に参加するため道路を歩いていたところ転倒し、顔面を打撲した。この後の記憶がない」と聴取した旨の記載もあること等に照らすと、転倒した原因が、被告車の接近に驚いたことに起因するとの原告らの主張は採用することができない」と事故態様を認定した。
- ② 83歳男子Aが本件事故の3ヶ月後に死亡した事案につき、Aは、「本件事故当時、83歳という高齢で、高血圧症や虚血性心疾患、糖尿病、高脂血症、肺結核等といった既往症があり、本件事故当時も、高血圧症や高脂血症等の治療を受けており、また、呼吸機能の低下も見られたところ、Aは、本件事故により右脛骨内果骨折のほか、左大腿擦過創、左膝打撲、左手関節捻挫等の傷害を負い、これをきっかけに、入院治療を余儀なくされ、食欲不振による栄養状態の悪化や廃用症候群状態となり、長期臥床に伴う活動性低下により循環不全に陥り、また、誤嚥性肺炎をはじめとした感染症を起こしやすい状態となり肺炎を併発し、更には脳梗塞を発症し、全身状態が悪化して遂に死亡するに至ったというのであるから、これら一連の経過に照らすと、高齢のAが本件事故により長期臥床による入院生活を余儀なくされたことと持病が相俟って、死亡するに至ったと認めるのが相当である」と事故と死亡との因果関係を認めた。
- ③ 素因減額につき、「本件事故により右脛骨内果骨折等の傷害を負ったAが、長期臥床に伴う活動性低下により廃用症候群状態となり循環不全に陥り、その後死去するに至った経過については、Aが高血圧症や高脂血症などといった複数の持病を抱えていたことも一因となったというべきで、本件の損害賠償の額を定めるに当たっては、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与したAの上記事情を斟酌することができるものというべきであり、その寄与割合は、30%とするのが相当である」と30%の素因減額を適用した。
- ④ 過失相殺につき、「本件事故は深夜午前3時36分ころに発生したものであり、本件事故現場から約30メートル付近には信号機による交通整理の行われた横断歩道があるにもかかわらず、中央分離帯が設けられた幅員15メートル以上もある県道を横切ろうとして第1車線に進入したというのであり、Aが高齢であるといった事情を十分考慮してみても、なおAにも本件事故の発生及び拡大について相応の落ち度があるというべきであり、過失相殺として、損害の30%を減ずるのが相当である」として、過失相殺30%と認定した。

出典：自保ジャーナル No.1923

「将来を見据えた社会貢献活動」

私ども法人会は、「よき経営者をめざすものの団体」として活動をつづけ、現在、「公益認定法人」として新たに出発した県内の8法人会とともに、当県法連におきましても、税の啓発活動と、企業の発展や地域社会への貢献を目的とする公益目的事業の積極的な推進に努めております。

法人会は企業の集まりですが、従来から企業も地域社会の一員として「社会にお役に立つ事業」を積極的に実施しており、近年では国や愛媛県から少子化対策事業など、将来を見据えた公共的な事業を数多く受託しております。幸いなことに、これらの事業は、多くの成果が上がり、他県から数十回の視察を受けるなど、県内外の各方面から大きな反響と高い評価を得ております。

特に、2008年から受託している「えひめ結婚支援センター」は、急速に進行する少子化の主な要因である、『晩婚化』・『非婚化』に対応するため愛媛県の事業として、独身男女に出会いの場を提供することを主な目的として開設し、既に、自主的に報告があった方だけで335組670人以上の方々が成婚されています。

我が国はかつてないスピードで人口減少社会に突入しており、このまま人口減少が進めば、年金や健康保険などの社会保障制度が財政的に破綻するだけでなく、税を負担する生産年齢人口の減少で税収が減少し、上下水道や道路の保守などライフラインの維持さえも厳しいと予想され、なお且つ、企業としても消費市場の縮小により深刻なダメージとなりかねません。まさに国家存亡にかかわるゆゆしき問題で、この対策は社会全体で取り組む必要があります。

結婚を促す公的なセンターが必要なほど若者の結婚が進まない背景の一つには、経済問題があり、雇用の不安定さや低収入などが独身男性の結婚への意欲を低下させています。そこで法人会では、「共に働き、共に育てる」をキーワードに、男性だけでなく女性も働き、女性だけでなく男性も家事育児に係わっていく「共働き」を推奨しています。企業側への働きかけとして2009年度から「えひめ子育て応援企業認証サポート事業」を、個人への働きかけとして2011年度から「えひめのイクメン魅力アップ推進事業」を、さらに今年度は高齢者が元気に頑張るため「イクジイ応援事業」や「生涯現役社会実現事業」を展開しています。現在、労働力の不足感は、現実のものとなっており、政府も外国人労働者の受入拡充を検討しております。企業としても女性や高齢者の活用を早急に考える必要があります、そのため、ワーク・ライフ・バランスの促進と女性活躍及び高齢者の就労社会参加の推進で、効率のよいダイバーシティー・マネジメントを可能にすることが大切です。仕事も家庭も充実できる働き方は、企業にとっても従業員にとっても有効なもので、今後の社会経済に好影響を与えるものと考えており、超少子超高齢化対策、更には、企業と地域社会を元気にすることにより財政赤字の課題解決に先進的に取り組みたいと考えております。

